

○橿原町ふるさと住宅の設置及び管理に関する条例

平成6年3月17日

条例第16号

改正 平成12年6月6日条例第3号

平成15年3月20日条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、橿原町ふるさと住宅（以下「住宅」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 住宅の設置は、別表のとおりとする。

(入居者公募の方法)

第3条 入居者の公募については、橿原町営住宅管理条例（平成9年条例第23号。以下「条例」という。）第4条及び第5条の規定を適用する。

(入居者の資格)

第4条 住宅に入居することができる者は、条例第6条及び第7条に該当する者でなければならない。

(入居者の選考)

第5条 入居申込者の選考については、条例第9条の規定を準用する。

(家賃)

第6条 住宅の家賃については、条例第13条の規定を準用する。

(町営住宅管理条例の準用)

第7条 条例第8条（入居の申込み及び決定）、第10条（町営住宅入居者選考委員会）、第11条（入居補欠者）、第12条（入居の手続）、第14条（収入の申告等）、第15条（家賃の減免又は徴収猶予）、第16条（家賃の徴収）、第17条（敷金）、第18条（敷金の運用等）、第19条（修繕の費用の負担）、第20条（入居者の費用負担義務）、第20条の2（共益費の徴収）、第21条から第28条まで（町営住宅の入居者の遵守事項）、第29条から第35条まで（収入超過者及び高額所得者）、第36条から第42条まで（住宅の明け渡し等）、第43条から第46条まで（住宅の立入り検査等）及び第48条（罰則）の規定は、橿原町ふるさと住宅の管理について準用する。この場合において、これらの規定中「町営住宅」とあるのは、「ふるさと住宅」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年条例第24号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

団地名	位置	建築年度	構造	戸数
田野々 (1)	橿原町田野々2663	平成5年度	木造2階	1棟2戸
〃 (2)	〃 2633、2665	平成5年度	木造2階	2棟2戸
〃 (3)	〃 2633	平成6年度	木造2階	2棟2戸
〃 (4)	〃 1314	平成6年度	木造2階	1棟1戸
大蔵谷	橿原町大蔵谷1108	平成6年度	木造2階	1棟1戸